

# 生徒指導規程

福山市立福山高等学校

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するため、以下のことを目的として定める。

- ・ 健全で落ち着いた学習環境づくり
- ・ 社会に評価され、生徒自身も誇りと帰属意識を持てる集団づくり
- ・ 正しい判断力を持ち、主体的な行動のできる生徒の育成
- ・ 良い習慣を身につけ、自律的な生活のできる生徒の育成
- ・ 規範意識を持ち、責任ある行動のできる生徒の育成

## 第2章 校則について

第2条 生徒の服装等について次のように定める。

### 1 制服・靴・カバンについて

- (1) 校内及び登下校は学校規定の制服を着用する。防寒具は、着用してもよい。(学校推奨のものもある)。
- (2) 冬服着用時期については、規定のブレザーを着用し、リボン・ネクタイを着用する。  
その他の時期については、規定の制服を各自で判断し体調に合わせて着用する。
- (3) ズボン着用時は、黒または茶色のベルトを着用する。スカート丈は、膝丈を基準とする。
- (4) 靴下は白、黒、紺、グレーの無地またはワンポイントとする。  
入学式・卒業式・体育祭等の行事・式においては、白色とする。
- (5) 冬季はタイツ等を着用する場合はベージュ無地または黒色無地とする。
- (6) 校舎内では学校規定の上履きとする。
- (7) 通学用の靴はハイカットではない運動靴、又は黒・茶色の革靴とする。
- (8) 学校規定の規定カバンを使用する。入りきらない場合は、各自用意して併用する。  
行事・考査等の授業用具の必要のない日は、各自用意したカバンの登下校を認める。

第3条 生徒の登下校と学校生活について次のように定める。

### 1 登下校

- (1) 登下校の際は交通法規を守り、自他の安全に留意しながら生徒自身で登下校する。怪我や病気等やむを得ない場合は自動車による送迎を許可する。
- (2) 自転車通学希望者は学校に届け出て許可シールを貼り、安全に登下校する。
- (3) 学校周辺では、指定した通学路を歩行する。※マナーマップ参照。  
JRやバスの利用ではマナーを守り、他の乗客に迷惑をかけない。

### 2 学校生活

- (1) 日課表に定められた時間を厳守する。
- (2) 欠席、遅刻、早退をする場合は、保護者が学校又は担任に届け出る。また、登校後は無断で校外に出ない。
- (3) 学校の施設、設備は大切にし、破損したときは速やかに届け出る。
- (4) 髪は、パーマ、着色、脱色、編み込み、剃り込み・エクステ等の加工や整髪料等による変形を禁止する。
- (5) 化粧(色付リップ等)は禁止。装飾品も身に付けてはいけない。(髪留めはヘアゴムを基準とする)
- (6) 学校には、授業や部活動に必要なもの以外は持ってこない。
- (7) 携帯電話の校内への持ち込みは、誓約書を提出して許可を得る。

第4条 生徒の校外生活について次のように定める。

- 1 運転免許の取得は原則として許可しない。運転免許の取得が必要になったときは学校長の許可を受けなければならない。
- 2 アルバイトは禁止する。ただし、特別の事情のあるものは学校へ申し出て許可を得る。

第5条 その他

校則についての細則は別に定める。また、変更や追加がある場合は、その都度生徒及び保護者に周知した上で施行する。

### 第3章 特別な指導について

第6条 問題行動が発生した時、該当生徒に、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。特別な指導の内容については生徒指導部が指導計画を作成し、校長が決定する。また、特別な指導の解除も同様とする。特別な指導の開始及び解除の申し渡しは、生徒・保護者に対して、生徒指導部・担任立ち会いのもと、管理職が行う。

第7条 特別な指導の内容と該当する行為について次のように定める。

- 1 特別な指導の内容
  - (1) 学校指導・家庭指導・校長指導及び生徒指導部指導。
  - (2) 学校指導の期間は必要に応じて設定する。
  - (3) 別室指導の後、必要だと判断した場合、授業内指導を行う。
- 2 次の各項に該当する行為があった場合、特別な指導を行う。
  - (1) 暴力行為、金銭強要、器物破損、窃盗、万引き、遺失物横領、薬物の所持や使用等の行為およびSNS等に係る犯罪行為
  - (2) 上記(1)と同等と見なせる行為。  
同等と見なせる行為の判断は、その行為の重大性、状況、頻度、他の生徒への影響等により、校長が判断する。
- 3 上記2以外の問題行動については、それぞれの問題行動に応じて、適切な指導（反省文指導、注意、保護者連携等）を行う。

第8条 特別な指導の実施についての細則は別に定める。

### 第4章 遅刻に対する指導について

第9条 遅刻をした生徒は、登校カードに必要事項を書き速やかに担任に提出する。（登校カードは生徒が主体的に担任に報告することを促すためのものである。）

各学期において、生徒指導部が生徒の遅刻の状況を確認し、担任と連携して「指導を要する」と判断した際には、面談等の生活改善指導を行う。

「指導を要する」と判断する目安は、期間内に5回以上の遅刻がある場合とする。

## 第5章 頭髪・服装等の指導の実施について

### 第10条 頭髪・服装指導

- (1) 定期考査等の行事の前に、必要に応じて頭髪・服装についての啓発・指導を行う。
- (2) 日常的においても、違反を認識した教員がその都度指導し、その場で直させる。

### 第11条 学習活動に不必要な物の持込についての指導を次のとおり定める。

- (1) 校内で携帯電話使用や、学習活動に不必要な物を発見した場合、所有者及び使用者をその場で確認した上で一旦預かり、担任に渡す。該当の生徒には生徒指導票を発行する。
- (2) 担任は、放課後生徒を呼び指導する。携帯電話については、申請書が提出されていない者に関しては保護者と連携の上、できるだけ速やかに携帯電話等を保護者に直接返却する。申請書が提出されていて指導を受けた者は、本人に放課後返却する。
- (3) 考査中の携帯電話所持・使用について
  - ① 携帯電話を、考査中に使用・身に着けていた場合は「不正行為」として指導する。
  - ② カバン等の中で着信音が鳴った場合には、「試験妨害」として指導する。

## 第6章 生徒指導票の扱いについて

### 第12条 生徒指導票の発行について次のとおりとする。

- (1) 校則等の違反生徒を指導した教員は、「生徒指導票」を発行し担任へ提出する。
- (2) 該当生徒には、学年担当の生徒指導部とともに面談し指導する。また、保護者と連携する。

### 第13条 生徒指導票の累積枚数について、度重なる校則違反者について、「違反生徒個別対応会議」を開き指導方針を決定する。指導票の目安は次のとおり行う。

枚数	指 導	内 容
1 2 3 4	面談	担任、学年、生徒指導部による面接指導 必要に応じて反省文等 担任より保護者連携
5～	会議決定	メンバー（学年主任・担任・副担任・全生徒指導部員） 担任より保護者連携

指導票の累積は、指導内容によらない。指導票の枚数の累積は、年度毎に行う。

付則 この生徒指導規程は平成25年4月1日に改訂し施行する。

付則 この生徒指導規程は平成26年4月1日に改訂し施行する。

付則 この生徒指導規程は平成27年4月1日に改訂し施行する。

付則 この生徒指導規程は平成31年4月1日に改訂し施行する。

付則 この生徒指導規程は令和2年4月1日に改訂し施行する。

付則 この生徒指導規程は令和3年4月1日に改訂し施行する。

付則 この生徒指導規定は令和4年4月1日に改訂し施行する。

付則 この生徒指導規定は令和5年4月1日に改訂し施行する。